

<助成金情報>

環 境	第35回 イオン環境活動助成
「里山(里地・里川・里湖・里海を含む)の保全と利活用」をテーマに環境保全活動に取り組んでいる非営利活動団体に助成します。	
〔助成金額〕 総額1億円 〔申込締切〕 7月20日	
【対象団体】 N P O 法 人 市 民 活 動 団 体	
〔発信元 (公財)イオン環境財団 助成事務局 〔U R L〕 https://www.aeonkankyozaidan.or.jp/environmental_activities_grant/public_offering/about.html	

まちづくり	令和7年度 JAしまね 地域貢献・地域活性化支援事業
地域の活性化に繋がる活動を行うグループ・団体等を表彰して功績を称えとともに、継続的な取り組みを支援します。	
〔助成金額〕 1団体あたり10万円 〔申込締切〕 9月30日	
【対象団体】 N P O 法 人 市 民 活 動 団 体	
〔発信元〕 JAしまね 地区本部、支店等 〔U R L〕 https://ja-shimane.jp/archives/2391/	

市民活動支援センターでは登録団体・NPO 法人の活動の様子等を紹介しています！

活動に関するあんなことやこんなこと、伝えたいことはありませんか？「すまいる通信」・「フェイスブック」で紹介いたします。

また、みなさまの活動への参加や、取材も行います。

イベント情報等、ぜひお寄せ下さい！

お待ちしております(^^)/

益田市市民活動支援センター、橋本まで。

福 祉	第60回 NHK 障害福祉賞
障害のある方、障害のある方とともに歩んでいる方から、体験作文を募集します。	
第1部門：障害のあるご本人の部門 第2部門：障害のある方とともに歩んでいる人の部門	
〔賞〕 最優秀：1 編(賞状、賞金 50 万円、副賞) 優 秀：3 編(賞状、賞金 20 万円、副賞) 佳 作：若干(賞状、賞金 5 万円、副賞) 矢野賞：1 編(賞状、賞金 20 万円、副賞)	
〔申込締切〕 7月 31 日	
【対象団体】 N P O 法 人 市 民 活 動 団 体	

〔発信元〕 NHK 厚生文化事業団「障害福祉賞」係
〔U R L〕 <https://npwo.or.jp/info/31804>

※各種助成金の詳細については、発信元のホームページまたは、

島根いきいき広場（県民活動応援サイト）
<https://www.shimaneikiiki.jp/subsidies/informations>
をご覧ください。



NPO市民活動団体情報誌

2025年 6月発行 第142号



ますだすまいる 通信



< イベント情報 >

～ NPO 法人 G.I.F.T in nature よりお知らせ ～

毎月第一日曜日イベント

森が好き

しまねの山奥で一日ゆったり過ごせる小さなイベント♪
深い森と しい川とちょっとおいしいものやワークショップを楽しむにきてくださいね。

★子どもはごはん無料

7月6日 10時から

匹見峡レストパーク
ごはん・コーヒー・ワークショップ他

Morigasaki

みんなでつくるイベント♪

「森が好き」

- ・場 所： 匹見峡レストパーク
- ・開催日： 毎月、第一日曜日
- ・時 間： 10時から15時頃まで

『島根の山奥 ひきみて』

子どもが遊ぶ時間を作りたく開催致します。
内容はワークショップ、おいしいもの、すてきなものををご用意しています。
ゆるゆる自然を楽しむついでにあるイベントです。(^^)/♪



★ 詳しくはこちら

匹見峡レストパーク

Instagram ➡



★ 申込・お問合せ：TEL 070-3828-1855

～ NPO 法人 NPO-MASUDA よりお知らせ ～

大人の寺子屋

第7期「けやき学園」(前期)受講生募集!

「講座内容」

① 7月30日：ボッチャ体験

② 8月20日：映画観賞会「魔法の弾丸」
(益田市立図書館)

② 9月24日：秦記念館訪問 (美都町)

③ 10月22日：健康教室
(フィットネスインストラクター：伴泰子氏)

『健康づくり、仲間づくり、』

生きがいつくりのお手伝いをします(^^)/♪

【開催日時】
2025年7月～2024年10月
月1回 / 水曜日
13:30～15:30

【会 場】
益田市立市民学習センターを予定
(講座によっては現地集合)

【受講料】
1日/500円(当日徴収)
※講座によっては追加が必要です。

【申込・お問い合わせ先】：NPO 法人 NPO-MASUDA TEL 070-3773-3860

(けやきは益田の木)



発行元：益田市市民活動支援センター

益田市常盤町1番1号 益田市役所 地域振興課内

(HP) TEL:0856-31-0600 / FAX:0856-23-7708 / Eメール:npo@city.masuda.lg.jp (FB)



～ 活 動 紹 介 ～

『～備える暮らし～ますだ防災フェスティバル』～NPO 法人 石西防災研究所～

令和7年5月25日（日）に NPO 法人 石西防災研究所が主催する『～備える暮らし～ますだ防災フェスティバル』が開催されました。会場のジャストホール（益田市遠田町）では、益田市内外から様々な団体が参加され、屋内と駐車場に20のブースが設けられました。あいにくの雨でしたが、およそ400名の方が来場されました。

●石西防災研究所が令和6年4月に能登半島地震炊き出し支援（石川県志賀町、富来活性化センター）を行われた際に被災された方へ提供された「うずめ飯」の実演販売●消火器の使い方など5つのブースを体験しカードにスタンプ（海音工房作成）を押してもらえ「防災マスターライセンス」●防災についての「ミニ講演会」など盛りだくさんの内容で、来場者もとても楽しまれている様子でした。

【来場者の感想】：「防災の催しがあったらいいなと思っていました。スタッフの方が色々教えてくれて、遊びながら学んだ感じでした。」 「親子で参加されている方が多かったです。こういうイベントに参加する事で、子どもも防災の意識を持つことが出来て良かったと思います。」

【石西防災研究所、伊藤代表】：「こんなに沢山の人が来てくれた事に驚きましたし嬉しかったです。このイベントに参加し自分自身で防災に対して備える人が増える事、そして地域で頑張っている企業や団体の方々を知ってもらえたなら、開催した意義があるなと思っています。雨の中、ご来場下さり本当にありがとうございました。」



NPO 法人 石西防災研究所、フェイスブック ➡



～ ふるさと島根定住財団よりお知らせ ～

「しまね関係人口マッチング・交流サイト **しまっち!**」 の紹介です(^▽^)/♪



「しまっち!」
ホームページ ➡



地域のやりたいこと、お困りごとを地域の新しい応援団「関係人口」と一緒に取り組みませんか？

「しまっち!」では、地域団体（オーナー）が、プログラムを登録して、参加者（サポーター）を募集することが出来ます。地域と新しい仲間の繋がりが生まれています！



↑ HP にて掲載中の
プログラムです。

<NPO法人のみなさまへ>

～ 「事業報告書等」の期限内提出に関するお願い～

本通信第140号（2025年4月発行）でもお伝えしていますように、NPO 法人の皆さまには毎年、事業報告書などの書類をご提出いただくこととなっています。

令和6年度分の提出期限が近づいていますので、再度ご案内させていただきます。

※法令により、所轄庁への報告義務が課されておりますので、期限を過ぎることのないようご注意ください。

仮に期限内にご提出いただかなかった場合には、以下の対応を取らせていただく場合があります。

①市長は、事業報告書等の提出期限の翌日から 2月 を経過した日において、事業報告書等を提出していない法人があるときは、代表権を持つ理事（以下「代表理事」）及び全ての監事に対し、過料に関する規定を明記した督促書を送付します。

②市長は督促書を送付した日の翌日から 2月 を経過した日において事業報告書等を提出していない法人があるときは、全ての理事及び監事に対し、過料事件の通知を行う旨を明記した督促書を送付します。

※②の督促書は、代表理事の住所又は居所（以下「住所」）に送付するものにあつては特定記録郵便により、代表理事を除く全ての理事及び監事の住所に送付するものにあつては普通郵便により送付します。

③<過料事件の通知>

市長は、②の督促書を送付した日の翌日から 1月 を経過した日において事業報告書等を提出していない法人があるときは、法人の主たる事務所の所在地を管轄する 地方裁判所に対し、過料事件の通知を行います。

④<認証の取消し>

・市長は、3事業年度にわたり事業報告書等を提出していない法人があるときは、法人の代表理事について、行政手続法に基づく 聴聞を行うとともに、設立認証の取消しに係る審理を行います。

・市長は、審理により法人の設立認証の取消しを決定したときは、設立認証を取り消す旨の通知文書の原本を法人の主たる事務所の所在地に送付するとともに、通知文書の写しを法人の全ての理事及び監事の住所に送付します。

※通知文書の原本及び写しは、原本の送付にあつては特定記録郵便により、写しの送付にあつては普通郵便により送付します。

⑤<市民への情報提供>

市長は、設立認証の取消しを行ったときは、次に掲げる事項を市ホームページに掲載し、市民に対して情報を公表します。

- (1) 当該法人の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 代表権を持つ理事の氏名
- (3) 認証の取消しに至った理由

事業報告書等の
未提出の発生

① 過料に関する規定を
明記した督促

② 過料事件の通知を行う
旨を明記した督促

③ **地方裁判所に過
料事件の通知**

事業期間が4月1日から3月31日までの法人は、6月30日までにご提出下さい。

※期限内の提出をお願いします！